

居宅介護支援事業所運営規程

(医療法人鉄蕉会 亀田総合病院居宅介護支援事業所)

事業の目的及び運営の方針

事業の目的

第1条 医療法人鉄蕉会が開設する医療法人鉄蕉会亀田総合病院居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営及び利用者に対する適正な指定居宅介護支援を提供する事を目的とする。

運営の方針

第2条 事業所の介護支援専門員等は、事業の提供にあたっては次の事項に努めるものとする。

1. 利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるように配慮すること。
2. 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービスが、多様な事業所から、総合的かつ効率的に提供されるように配慮すること。
3. 利用者の意思及び人格を尊重し、利用者に提供されるサービス等が特定の種類または特定のサービス事業者に不当に偏することのないように、公正中立に行うこと。
4. 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業所、介護保険施設等との連携に努める。

事業所の名称等

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

1. 名称 医療法人鉄蕉会 亀田総合病院居宅介護支援事業所
2. 所在地 千葉県鴨川市東町929番地

職員の職種、員数及び職務内容

第4条 事業所に勤務する職員の職種、及び職務内容は次の通りとする。

1. 管理者 1名（兼務） 主任介護支援専門員
管理者は、事業所の介護支援専門員の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
2. 介護支援専門員 3名以上 主任介護支援専門員 2名以上
介護支援専門員は、事業の提供にあたる。
3. 事務職員 1名
事務職員は、必要な事務を行う。

営業日及び営業時間

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

1. 営業日；下記休日を除く毎日とする。
【日曜、祝日、年末年始（12月30日から1月3日）】
2. 営業時間；午前8時から午後5時までとする。
3. 24時間連絡体制；電話等により、24時間連絡が可能な体制とする。

居宅介護支援の内容

第6条 指定居宅介護支援の内容は次の通りとする。

1. 居宅サービス計画作成
2. 指定居宅サービス事業者等との連絡調整
3. 介護保険施設への紹介
4. 要介護認定申請代行
5. 利用者に対する相談援助業務
6. その他利用者に対する便宜の提供等

居宅介護支援の提供方法

第7条 居宅介護支援の提供方法は次の通りとする。

1. 利用者の相談を受ける場所は、利用者の居宅もしくは第3条に規定する事業所内の相談室とする。
2. 使用する課題分析票の種類はインターライ方式とする。
3. サービス担当者会議の開催場所は、利用者の居宅もしくは第3条に規定する事業所内の相談室とする。住環境によっては他施設にて開催する場合もある。
4. 事業所の介護支援専門員は、月1回以上、利用者の居宅を訪問し、利用者の近況及び居宅サービス計画の実施状況を把握するとともに、モニタリング結果を記録する。

利用料その他の費用の額

第8条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者の自己負担はありません。また、通常の事業の実地地域内での訪問にかかるその他の費用もいただきません。

事業の実施地域

第9条 通常の事業の実施地域は、以下の通りとする。

鴨川市、館山市、南房総市、安房郡鋸南町、勝浦市、夷隅郡御宿町

ハラスメント防止のための措置

第10条 事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場における各種ハラスメントを防止するために必要な措置を講じる。

高齢者虐待防止対応

第11条 利用者の人権擁護・虐待防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じる。

1. 虐待防止のための定期的研修会（年1回以上）に参加し、介護支援専門員の人権意識の向上や知識、技術の向上のために努める。
2. 虐待防止のための指針を整備する。
3. 虐待の発生防止のための対策を検討する委員会を適宜開催するとともに、その内容を介護支援専門員間で周知徹底する。
4. 虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかに市町村に通報する。

身体拘束の禁止

第12条 利用者又はその家族等の生命または身体を保護するため、緊急時やむを得ない場合を除き身体拘束は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

業務継続計画の策定等

第13条 感染症や災害発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施し、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下業務継続計画）を策定し、計画に従って必要な措置を講じるものとする。

1. 介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
2. 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて更新を行うものとする。

感染症の予防及びまん延防止のための措置

第14条 感染症の発生やまん延等に関する取り組みとして、定期的な委員会の開催、指針の整備、研修会への参加、訓練を実施する。

相談・苦情対応

第15条 利用者からの相談、苦情などに対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情に対し迅速に対応する。

1. 前項の苦情内容等について記録し、その完結日から5年間保存する。

※担当職員；亀田総合病院居宅介護支援事業所；管理者

緊急時及び事故発生時の対応

第16条 利用者の急変時や事故発生時には速やかに主治医や医療機関に連絡するとともに利用者の家族及び指定居宅サービス事業所に連絡し、適切な処置を講じる。

1. 事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。
2. 事故の状況及び事故に際して取った処置について記録するものとする。
3. 賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

秘密保持と個人情報

第17条 利用者の個人情報について「個人情報保護に関する法律」および厚生労働省が策定した「医療・介護 関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのための ガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努める。

1. サービスを提供する上で知り得た 利用者及び家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らさない。
2. 利用者及びその家族の個人情報については、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議や地域ケア会議等において使用しません。
3. 従業者は業務上知り得た利用者または家族の秘密を保持する。
4. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。

その他運営についての留意事項

第18条 介護支援専門員等の質的向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとし、業務体制を整備する。

1. 新入職員研修を入職6か月以内に行う。
2. 継続研修を年1回実施する。
3. 外部研修（担当地域包括支援センターの年間計画に沿う）への参加。
4. 虐待防止に関する研修及び、感染症対策に関する研修を行う。（年1回以上）
5. この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、医療法人鉄蕉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は、平成12年 4月 1日より施行する。

平成13年 5月 7日 改訂

平成14年 6月 1日 改訂

平成15年	4月	1日	改訂
平成16年	6月	1日	改訂
平成18年	4月	1日	改訂
平成19年	11月	1日	改訂
平成20年	9月	1日	改訂
平成22年	5月	1日	改訂
令和6年	4月	1日	改訂
令和7年	6月	1日	改訂